

# おかえりなさいきロゴ利用規程

## (目的)

第1条 この規程は、別記「おかえりなさいき」のロゴを利用する際に必要な事項を定め、もって佐伯市(以下「市」という。)のPR、製品の販路拡大、市の産業振興等に寄与することを目的とする。

## (ロゴの利用に関する権利)

第2条 ロゴの利用に関する一切の権利は、市に属する。

2 ロゴの利用については、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として許諾しない。ただし、前条に規定する目的の実現に特に効果があると認められる場合は、この限りでない。

## (ロゴの利用許諾)

第3条 ロゴを利用しようとする者は、あらかじめ市と協議をした後で、ロゴの利用許諾(以下「利用許諾」という。)申請を行い、利用許諾を受けなければならない。

2 ロゴの利用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、利用申請を要しない。

## (利用許諾の申請)

第4条 第3条第1項の規定により、利用許諾を受けようとする者は、「おかえりなさいきロゴ利用許諾申請書」(別記様式第1号)に関係書類を添えて、市に提出しなければならない。

2 市は、前項の規定により申請を行った者(以下「利用許諾申請者」という。)に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

## (利用許諾の手続き)

第5条 市は、前条第1項の規定による利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、市はロゴの利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 市は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「おかえりなさいきロゴ利用許諾書」(別記様式第2号)により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

3 利用許諾の期間は、「おかえりなさいきロゴ利用許諾書」(別記様式第2号)に記載した期間内(最大3年)とする。

## (利用許諾の制限)

第6条 市は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者のロゴの利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1)法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2)市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3)第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4)特定の個人、団体、法人(市を除く。)又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
- (5)特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- (6)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (7)ロゴの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8)市のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9)ロゴの著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がロゴの立体物と認められない場合
- (10)その他、佐伯市がロゴの利用が適当でないと認める場合

2 前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「おかえりなさいきロゴ利用不許諾書」(別記様式第3号)により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

#### (利用許諾内容の変更等)

第7条 第5条の規定により利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)が、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ市に変更箇所について説明し、再度利用許諾を受けなければならない。

2 市は、前項の規定による変更があった場合は、第5条第1項の規定を適用し、その内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての利用許諾を行うことができる。

3 市は、前項に規定する変更についての利用許諾を行った場合は、「おかえりなさいきロゴ利用許諾書」(別記様式第2号)により当該利用者に通知するものとする。

#### (利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)ロゴの利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2)ロゴの利用にあたっては、利用許諾(第7条の規定による利用許諾内容の変更があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた内容に限ること。
- (3)利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4)消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (5)第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底す

ること。

(6)当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、市が別に指示する。

(8)市が行う売上調査その他の照会に応じること。

(9)その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第9条 ロゴの利用料については、当分の間、無料とする。

(事業者登録又は利用許諾の取消し等)

第10条 市は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。

(1)提出した「おかえりなさいきロゴ利用許諾申請書」の内容に虚偽のあることが判明した場合

(2)第6条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合

(3)第8条の遵守事項に違反した場合

(4)その他利用許諾の継続が不相当であると認められた場合

2 市は、前項に規定する取消しを行った場合は、「取消し通知書」(別記様式第3号)により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用対象物等に利用許諾取消しの日からロゴを利用することはできない。

4 市は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

5 市は、前三項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 市は、第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた者が、その取消し後に行った利用許諾申請について、必要と認める期間、利用許諾を行わないことができる。

7 市は、利用許諾を受けずにロゴを利用した者が行う利用許諾の申請について、前項の規定を適用することができる。

8 前二項に定める市が必要と認める期間は、第6項の規定については取消しの日から、第7項の規定については市が事実を確認した日から起算して、最長2年間とする。

(申請等の取下げ)

第11条 第4条、第7条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、市へ通知することで、当該申請を取下げることができる。

(利用の非独占性等)

第12条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴを利用

する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について市が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 13 条 市は、この規程による利用許諾の申請、利用許諾の内容に係る変更及びロゴの利用の実施に係る経費又は役務等を一切負担しない。

(賠償責任等)

第 14 条 市は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、ロゴの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

4 市は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第 15 条 市は、ロゴの適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況について情報を公開することができる。

(事務)

第 16 条 この規程に関する事務は、佐伯市観光ブランド推進部観光課が行う。

(その他)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、ロゴの利用に関し必要な事項は、市が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から適用する。